

## 令和5年12月 定例教育委員会 議事日程

1 日 時 令和5年12月20日(水) 午後4時00分から

2 会 場 伊予市役所4階 大会議室

### 3 出席委員

教育長	上 岡 孝
教育長職務代理者	矢 野 ひとみ
教育委員	長 見 美 保
教育委員	上 田 晃 義

### 4 欠席委員

教育委員	高 橋 久美子
------	---------

### 5 会議に出席した事務局職員

事務局長	窪 田 春 樹
学校教育課長	谷 仲 寿 夫
学校教育課指導主幹	相 原 勝
学校教育課指導主事	山 口 定 伸
学校教育課課長補佐	福 岡 富美子
学校教育課課長補佐	田 中 富 美
学校教育課	
学校給食センター所長	武 知 齊
社会教育課長	小笠原 幸 男
社会教育課課長補佐	堀 内 和 美
社会教育課長補佐	伊予岡 一 幸

### 6 協議事項等

#### (1) 議案審議

議案第35号	伊予市学校運営協議会規則の制定について
議案第36号	伊予市学校運営協議会運営要綱の制定について
議案第37号	伊予市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について
議案第38号	伊予市青少年補導委員の委嘱について

(2) 報告事項等

- ア 1月教育委員会行事予定について
- イ 事務局報告事項等について
- ウ その他

午後4時00分 開会

○窪田局長 開会

○上岡教育長 それでは、これより令和5年12月の定例教育委員会を開会いたします。

もう今年もあと残すところ10日ぐらいになりました。どうも明日、あさってまた気温がかなり下がりそうですけども、中山辺りにまた雪が降るんじゃないかと、教員のほうも心配しております。何とか降らないことを祈っておりますけど、こればかりは言えませんので。

今日は、いろいろ盛りだくさんありますし、後の会等も控えておりますので、この後、もう日程に沿って進行してまいりたいと思います。

それではまず、会議録署名人の指名につきましては、本日、高橋委員さんが欠席になりましたので、上田委員さんをお願いしたいと思います。お願いします。

○上田委員 はい。

○上岡教育長 それから、日程第4、10月の会議録の報告につきましては、事前にお配りをさせていただいております。ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。それでは、日程第5、協議事項等の議案審議に入りたいと思います。

今回は、議案が4件ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それではまず、議案第35号、伊予市学校運営協議会規則の制定について、事務局のほうから説明をよろしくお願ひします。

小笠原課長、お願ひします。

○小笠原課長 失礼します。

それでは、今回コミュニティスクール、学校運営協議会に関します議案を3件提案しております。議案の詳細の説明に入ります前に、この3件について解説を行ってから審議に入っていただきたいと考えておりますので、カラーでお配りしておりますコミュニティスクール、学校運営協議会推進に向けた環境整備という資料をご覧くださいと思います。

コミュニティスクールの導入に当たりましては、さまざまな角度、多様な視点からの環境整備が必要となってまいります。今回は、コミュニティスクールを適切かつ効果的に運用、運営するために3件の規定、いわゆる組織や事務の取扱いを定めた本市独自のルールを定めたいと

考えております。

関係規定制定の説明の前に、法的根拠をまず確認をさせていただきます。

次のページをご覧くださいと思います。

根拠となります法令の一つは、地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めました地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。同法第 47 条の 5 には、学校運営協議会制度の設置、委員、方針作成、意見具申、教育委員会規則への委任などについて 10 項にわたり規定されております。

なお、第 47 条の 5 の規定は、平成 16 年の法律改正の際、新たに追加された条項でございます。平成 29 年の改正により、学校運営協議会の設置が可能であるレベルから努力義務に引き上げられております。

下のページ、3 ページ目をご覧ください。

もう一つの根拠法令は、社会教育法でございます。同法第 9 条の 7-2、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、地域学校協働活動推進員を委嘱することを可能とする旨、定められております。

4 ページ目をご覧ください。

今回制定を行います 3 件の規定のうちの一つが、伊予市学校運営協議会設置規則でございます。本規則は、伊予市が取り組む学校運営協議会の基本的な事項を定める、いわば制度の根幹をなす規則となります。

このページでは、法令根拠であります地方教育行政の組織及び運営に関する法律から、地方公共団体、教育委員会規則に委任しております事項について、本市教育委員会規則においてどの条項に規定しているかを図示しております。

例えば、趣旨であれば第 1 条に、委員の任命であれば第 8 条に、方針作成であれば第 4 条にという形で、全ての委任事項が、今回制定する規則内に適切に定められていることをご確認いただきたいと思います。

下の 5 ページ目をご覧くださいと思います。

続いて、2 件の要綱になります。

1 件は、伊予市学校運営協議会設置規則第 18 条の規定に基づき制定する、伊予市学校運営協議会運営要綱で、学校運営協議会の運営等に係り学校運営協議会設置規則に規定するもののほか、必要な事項を定めるものでございます。

主な規定内容は、設置、委員推薦、意見具申、委員会議、活動報告などの事務手順と様式、会議録の作成などとなっております。

次に、社会教育法第 9 条の 7 第 1 項の規定に基づき制定する伊予市地域学校協働活動推進員設置要綱で、推進員の設置に係り必要な事項を定めるものでございます。主な規定内容は、推進員の役割、定数、資格、委嘱期間、活動内容、推進員の協議会、推進員協議会の開催、守秘

義務、謝礼などとなっております。これら3件の規定を制定することにより、来年4月の制度導入に向けた環境整備に努めたいと考えているところでございます。

以上で説明を終わります。

○上岡教育長 谷仲課長、お願いします。

○谷仲課長 そうしますと、議案書の1ページをお願いします。

議案第35号、伊予市学校運営協議会規則の制定についてでございます。

制度の概要については、先ほど社会教育課長の説明のとおりでございますが、4月1日から協議会の運用のため、今回規則を制定するものでございます。詳細につきましては、担当課より説明いたします。

○上岡教育長 田中課長補佐、お願いいたします。

○田中課長補佐 議案書2ページをご覧ください。

伊予市学校運営協議会規則について説明いたします。

第1条で趣旨を、第2条で協議会の目的を、第3条で設置を、第4条で学校運営に関する基本的な方針の承認を、第5条で学校運営等に関する意見の申出、第6条で学校運営に関する評価を、第7条で情報提供を、第8条で委員の任命等を、第9条で守秘義務等を、第10条で会長及び副会長を、第11条で議事を、第12条で会議の公開を、第13条で研修を、第14条で協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を、第15条で委任の解任を、第16条で委任を定めております。

学校運営協議会は、第2条に規定しているとおり、地域住民及び保護者の学校の運営への参画の促進及び連携強化を図ることにより、学校と地域住民等の信頼関係を深め、一体となって学校の運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むことを目的としております。

学校運営協議会の委員につきましては、教育委員会が委嘱する非常勤の特別職の職員となりまして、年額の報酬があります。この報酬の新設を行うため、伊予市特別職の職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について3月議会に上程する予定となっております。

また、この学校運営協議会は、今年度、双海地域の4つの小・中学校をモデル校として研修会や説明会を進めており、令和6年度中には、小・中学校全13校での導入を目指しているところでございます。

令和6年4月1日には、双海地域の小・中学校に学校運営協議会が設置される予定のため、来年度の当初予算には委員報酬として各校15人程度の予算を計上しております。

なお、この規則は、公布の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。適切なるご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 議案第35号、36号、37号は関連しておりますので、一括して審議しますか、それとも分けてやりますか。

○谷仲課長 一括でお願いします。

○ 上岡教育長：構いませんか。

それでは、議案第 35 号、36 号、37 号につきましては、関連しておりますので、一括して審議をしたいと思えます。

それでは、第 35 号の説明を事務局のほうからよろしくお願ひします。

谷中課長。

○谷中課長 そうしますと、議案書 7 ページをお願ひいたします。

議案第 36 号、伊予市学校運営協議会運営要綱の制定についてでございます。

こちらは、先ほどの規則の運用に当たり、必要な様式等を定めるためのものでございます。

詳細については、担当補佐より説明いたします。

○上岡教育長 田中課長補佐、よろしくお願ひします。

○田中課長補佐 議案書 8 ページをご覧ください。

伊予市学校運営協議会運営要綱について説明いたします。

この運営要綱では、先ほどの規則に規定するもののほか、運営等に関わる必要な事項を定めるものがございます。

第 1 条で趣旨を、第 2 条で設置を、第 3 条で実施計画を、第 4 条で委員の推薦を、第 5 条で意見の申出を、第 6 条で委員の解任等を、第 7 条で報告を、第 8 条で委任を定めております。

また、議案書 10 ページから 17 ページをご覧ください。

様式を定めております。設置申請書、設置決定通知書、実施計画書、委員推薦書、意見申出書、委員辞任届、解任通知書、実施報告書の様式になります。

また、この要綱は、告示の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わります。

○上岡教育長 小笠原社会教育課長、ご説明をお願ひします。

○小笠原課長 続きまして、議案第 37 号の説明を申し上げます。

議案書 18 ページをご覧ください。

議案第 37 号、伊予市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定につきまして、社会教育法第 9 条の 7 第 1 項の規定に基づき、地域学校協働活動推進員の設置に関し、必要な事項を定めた要綱を制定いたしたく提案したものでございます。

詳細につきましては、担当課長補佐が説明を申し上げます。

○上岡教育長 伊予岡課長補佐、よろしくお願ひします。

○伊予岡課長補佐 それでは、議案書 19 ページをご覧ください。

伊予市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定についてご説明いたします。

要綱第 2 条に規定しておりますとおり、地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言、その他の援助を行う役割を担って

おり、コミュニティスクールにおいては、総合調整や企画立案を担当するコーディネーターの立場となります。

本要綱では、第3条において推進員の設置について規定しているほか、定数、委嘱、任期及び解職、活動内容、推進員協議会、守秘義務、謝礼等に関し、必要な事項を定めることで、円滑な活動を推進、事務処理の適正化を図りたいと考えております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。それでは、3つの議案につきまして説明がございましたが、たくさんありますので、分けて質問等がありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、小笠原社会教育課長が説明したコミュニティスクール、学校運営協議会推進に向けた環境整備、この1枚の冊子について、何かご質問等ないでしょうか。ないですか。

(なし)

○上岡教育長 一応、今のところ先ほども申しましたように、双海町のほうで今年度モデル地域ということで、小学校3つ、中学校1つということで、今年度中にやっています。それを踏まえて、来年度伊予市内の全ての小・中学校、学校運営協議会を全てそろえるということで進めておりますので、今のところ何か問題等はないですかね、説明会等。

○谷仲課長 そうですね、今のところは双海地域の役をされている推進員さんもちょっとまだ決まっていないというところが幾つかあるんですけども、基本的には人選については、おおむね順調というふう聞いております。

○上岡教育長 分かりました。

それでは、まず議案第35号、伊予市学校運営協議会規則の制定について1ページから6ページになりますけれども、これについては何かご質問等ないでしょうか。ありませんか。

(なし)

○上岡教育長 ないようでしたら、異議ないものと認め、議案第35号につきましては承認いたします。

次に、議案第36号、伊予市学校運営協議会運営要綱の制定について、7ページから17ページになりますけれども、これについて、事務局の説明等に対して質問とかご意見はないでしょうか。構いませんか。

(なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。異議ないものと認め、議案第36号につきましては、伊予市学校運営協議会運営要綱の制定については、承認されたことといたします。

続きまして、議案第37号、伊予市地域学校協働活動推進員設置要綱の制定について、議案書18ページから22ページになりますけれども、事務局の説明に対してご質問、ご意見はないでしょうか。構いませんでしょうか。

(なし)

○上岡教育長 異議ないことを認め、議案第 37 号につきましては承認いたします。

コミュニティスクールの設立ということで、この 3 つの議案に準じて計画的に進めていきたいと思います。

また、いろんな場面でこれから教育委員さんにもご協力、ご意見もいただきたいと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。

続きまして、議案第 38 号、伊予市青少年補導委員の委嘱について、事務局のほうから説明をよろしくをお願いします。

小笠原社会教育課長、お願いします。

○小笠原課長 議案書 23 ページをご覧ください。

議案第 38 号、伊予市青少年補導委員の委嘱について、補導委員の退任に伴い、新たな委員を委嘱する必要が生じたので、伊予市青少年センター設置条例第 7 条第 2 項の規定に基づき提案をいたしました。

24 ページの委員名簿をご覧ください。と思います。

去る 11 月 22 日、中村地区の地区長より、これまで委託しておりました佐伯委員の体調不良による退任と、後任として奥村洋二氏を推薦する旨の届け出がございました。本日も承認をいただけたら、奥村氏を補導委員に委嘱し、青少年の非行化防止、健全育成に向け、精力的に活動をいただきたいと思いますと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくをお願いします。奥村委員さん 1 人だけの紹介ですね。

そうしたら、異議ないものと認め、議案第 38 号につきましては、承認することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。異議ないものと認め、議案第 38 号につきましては、承認いたします。

議案 4 件につきましては終了させていただきました。ありがとうございます。これで終了させていただきます。

続きまして、(2) 報告事項等に移らせていただきます。

まず、アの 1 月の教育委員会行事予定について、学校関係の行事についてよろしくをお願いします。

山口指導主事、よろしくをお願いします。

○山口指導主事 1 月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。続きまして、社会教育課の行事予定についてお願いします。

堀内社会教育課長補佐、よろしくお願ひします。

○堀内課長補佐 1月の社会教育課の行事について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今学校教育課、社会教育課のほうから説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がありましたらよろしくお願ひします。ございませんでしょうか。

(なし)

○上岡教育長 それでは、また何かございましたら、この後でもよろしくお願ひいたします。

それでは、イの事務局報告事項等についてに進みます。

事務局のほうから報告等はないでしょうか。

(なし)

○上岡教育長 ないようですので、ウ、その他、何かないでしょうか。

窪田局長、お願ひします。

○窪田局長 令和5年12月議会補正予算の概要について説明を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ窪田局長より令和5年12月議会補正予算の概要について説明をいただきました。何かご質問、ご意見等はないでしょうか。

(なし)

○上岡教育長 ありがとうございます。それでは、終わらせていただきます。ほかに何かないでしょうか。

窪田局長、お願ひします。

○窪田局長 行政評価に関する報告を行った。

○上岡教育長 ありがとうございます。ただ今行政評価について説明をしていただきましたけれども、何かご質問、ご意見はないでしょうか。ございませんでしょうか。

(なし)

○上岡教育長 たくさん資料がありますので、また読んでいただいて、もしありましたら個人的にまたお聞きいただきたいと思います。ありがとうございます。

もうほかにないでしょうか。

(なし)

○上岡教育長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日の会議を閉会いたします。

○窪田局長 閉会

午後4時55分 閉会